

7生私振第1383号
令和8年2月12日

各学校法人理事長
各学校法人化志向幼稚園設置者
私立幼稚園設置者

} 殿

東京都生活文化局私学部長
井上直
(公印省略)

令和6年度私立幼稚園預かり保育推進補助金に係る消費税仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

標記の件について、私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱第15の規定に基づき、補助金の交付を受けた学校法人等は、下記により消費税仕入控除税額報告書等を提出してください。

記

1 提出書類

【標記補助金の交付を受けた全ての学校法人等が提出の対象となります】

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）
- (2) 消費税等の確定申告書 写し
- (3) 消費税等の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書 写し
- (4) 特定収入割合の計算表 写し

※消費税の確定申告を行っていない法人等の場合は、(2)から(4)の提出は不要です。

※(4)については、「公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている」ため、仕入控除税額（返還額）がないと回答した法人のみご提出ください。

提出様式及び本通知に係る資料は、次のアドレスからダウンロードしてください。

<URL> ※令和8年2月16日（月）頃更新予定

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000715.html>

2 提出期限

- (1) 課税期間が4月～3月の場合（学校法人等）
令和8年3月13日（金曜日）必着
- (2) 課税期間が1月～12月の場合（個人立幼稚園等）
令和8年4月30日（木曜日）必着

※課税期間がいずれにも該当せず、上記期限に間に合わない場合は個別にご相談ください。

3 提出先

東京都生活文化局私学部私学振興課助成担当 神尾

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎18階北側

※封筒に「令和6年度預かり保育推進補助金報告書等在中」と朱筆で明記の上、郵送にてご提出ください。

4 お問い合わせについて

お問い合わせいただく際は、原則メールにてお願いいたします。

なお、消費税仕入税額控除の仕組みや制度趣旨自体に関するご質問は、税理士又は最寄りの税務署等へお問い合わせください。

<提出書類等に関するお問い合わせ先>

メールアドレス：S1161501@section.metro.tokyo.jp

※件名を「預かり保育推進補助金（問合せ）」としてください。

※メール本文中に、幼稚園名と幼稚園番号を記載してください。

5 参考資料

(1) 仕入税額控除について（国税庁ホームページ）

① 「消費税のあらまし（令和7年6月）」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

② 「仕入税額控除の対象となるもの

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6451.htm>

③ 「仕入税額控除の計算方法」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6401.htm>

(2) 国税に関するご相談（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm#a02>